令和６年度特定侵害訴訟代理業務試験公告

弁理士法施行規則(平成 12 年通商産業省令第 411 号)第 16 条の規定に基づき、令和６年度特定侵害訴訟代理業務試験の施行について、次のとおり公告する。

令和６年５月 23 日

工業所有権審議会会長　時田　隆仁

１　受験資格

弁理士法施行規則第 13 条に規定する研修を修了した弁理士

２　試験の内容

民法、民事訴訟法その他弁理士法第２条第６項に定める特定侵害訴訟に関する法令及び実務に関する事項について、論文式による筆記の方法により行う。

３　試験日時

令和６年 10 月 27 日(日曜日)　９時 30 分～17 時 00 分

４　受験地

東京及び大阪

※受験地「東京」は東京都の、「大阪」は大阪市の、それぞれ近傍を含む。なお、詳細な試験会場については８月下旬までに特許庁ホームページ及び官報で公告する。

５　受験手続

特定侵害訴訟代理業務試験を受けようとする者は、弁理士法施行規則の定めるところにより次の書類等を工業所有権審議会会長に提出しなければならない。

一　受験願書

二　弁理士法施行規則第 14 条第２項の規定に基づき、日本弁理士会が交付する能力担保研修修了証明書(写し)

三　出願前６か月以内に撮影した、縦 4.5cm×横 3.5cm（パスポート（旅券）サイズ）の写真(パスポート（旅券）申請に使用する規格とする。受験願書の所定の箇所に貼付すること)

四　7,200 円の受験手数料に相当する金額の特許印紙(受験願書の所定の箇所に貼付すること)

６　受験願書の交付

一　郵送による受験願書の請求

令和６年８月 13 日(火曜日)から令和６年８月 30 日(金曜日)(必着)までの期間に、封筒の表面に「特定侵害訴訟代理業務試験願書請求」と朱書し、返信用封筒（角形２号(240㎜×332㎜)に受験願書の送付先を明記したもの）を同封し、次の宛先へ郵送請求すること（返信用封筒に切手は貼らないこと）。

〒100-8915　東京都千代田区霞が関三丁目４番３号

特許庁総務部秘書課弁理士室試験第二班宛て

二　直接受験願書の交付を受ける場合

日本弁理士会を通じて、令和６年８月 13 日(火曜日)から令和６年９月６日(金曜日)までの期間に交付する。（ただし、休日・祝日は除く）

当該年度研修修了者は、日本弁理士会を通じて、修了証書と一緒に交付する。

7　受験願書の受付

一　受付期間

令和６年８月 26 日(月曜日)から令和６年９月６日(金曜日) まで(消印有効)

二　受付方法

封筒の表面に、必ず「特定侵害訴訟代理業務試験受験願書在中」と朱書し、書留又は簡易書留にて次の宛先へ郵送すること。直接持参されたものは受付しない。

〒100-8915　東京都千代田区霞が関三丁目４番３号

特許庁内　工業所有権審議会会長宛て

8　その他

試験の詳細については、受験願書と同時に交付する受験案内に記載する。